

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第2次回答

管理番号	132	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都道府県等に設置される政府調達に係る苦情処理機関の見直し

提案団体

岡山県、三重県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省、外務省

求める措置の具体的内容

都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理手続を行う機関を設置しているところであるが、国の「政府調達苦情検討委員会」で都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
都道府県及び指定都市における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理手続を行う機関を設置し、苦情の申し立てがあった際は、当該機関において苦情についての協議を行うこととなっている。また、国における物品等及び特定役務の調達においては、国で「政府調達苦情検討委員会」を置き、苦情の処理に当たっている。

【支障事例】
当県においては、平成8年に苦情の処理手続を行う機関(委員会)を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績がない一方、委員会に係る予算措置を毎年行い、任期ごとに委員の選任(当県では2年に1回、3人の委員を選任)を行う必要があるため、その都度委員への連絡や後任者の調整などに労力を要している。

【制度改正の必要性】
各都道府県の状況は、全都道府県で年に数件であり、当県と同様に開催見込みの著しく低い委員会のための委員選任手続き等が負担になっていると思われる。

【支障の解決策】
国においても同様に件数が少ない状況(令和4年:1件、令和5年:6件、令和6年:4件、令和7年:4件)であるため、国の「政府調達苦情検討委員会」で、都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することで、各都道府県等で委員会を置くことによる負担を軽減するだけでなく、事務の効率化につながる。

なお、政府調達協定の第18条第4項において、「締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。」の規定に基づいて、都道府県等において設置するよう通知をしているものと把握しているが、国で一括して設置をしたとしても協定に反していないと思慮する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全都道府県で年に数件あるかどうかであり、国の機関で一本化された場合には都道府県等の事務が軽減され、事務の効率化になる一方、国における事務量はそれほど増加しないと思慮する。

根拠法令等

政府調達に関する協定第 18 条、政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）、平成 7 年 12 月 1 日付自治国第 134 号「政府調達に関する協定第 20 条に定める苦情の処理手続の整備について（通知）」、平成 11 年 3 月 18 日付自治国第 27 号「政府調達に関する苦情の処理手続（案）」の改正等について（通知）」、平成 26 年 3 月 12 日付総行国第 37 号「政府調達に関する協定の改正に伴う苦情の処理手続の整備について（通知）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、相模原市、島根県、高知県、宮崎県

○当県においても、平成 8 年に苦情の処理手続を行う機関（委員会）を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績はなく、提案県同様、委員会に係る予算措置及び任期ごとの委員の選任（当県では 2 年に 1 回、4 人の委員を選任）を行う必要があり、その都度委員への連絡や後任者選任などに労力を要している。

各府省庁からの第 1 次回答

都道府県及び政令指定都市における調達事務及び当該調達に係る苦情の処理手続は自治事務である。都道府県及び政令指定都市は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 76 号）」や、政府調達協定等の実施のために定められた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」等の、地方公共団体の調達に係る関係国内法令に従って、自主的な判断に基づいて、調達を行っている。一方、国の政府調達苦情検討委員会は、「政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）」により設置され、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）」に基づき、調達機関に対する調査や要請を事実上の拘束力をもって実施している。仮に国の政府調達苦情処理検討委員会が都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理した場合、法令上の根拠なく地方公共団体の自治事務に対して事実上の拘束力を有する調査や要請が行われることとなり、国と地方の役割分担の観点から課題があると考えられるため、慎重な検討を要する。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答のとおり、都道府県等における調達事務は自治事務であるが、苦情処理は、高度な専門的知識により、統一的な基準で検討を行う必要があり、苦情の申立てが著しく少ない都道府県等では、知見の集積ができず、また都道府県等で検討基準にばらつきが生じることも懸念され、「政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）」の一部改正は伴うが、国で統一的な検討を行うことが、本制度の趣旨に最も沿うものと考ええる。

なお、国の「政府調達苦情検討委員会」が、都道府県等における苦情を調査・検討する場合であっても、独立した公平な機関として、都道府県等調達機関に対する「提案」を行うところまでであり、最終的な判断は、都道府県等が行うことから、国と地方の役割分担についても大きな変更はないと考える。

以上、国での統一的な基準による検討と地方公共団体における事務負担の軽減を図るためにも、提案の確実な実現を求める。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各団体における苦情申立件数は極めて少ない中、委員の選任や予算措置等の維持管理事務が継続的な負担となっており、国が一括処理した方が効率的と考える。苦情処理機能の中立性・公平性を確保することを前提として、地方公共団体における事務負担の軽減及び知見の集積による審査機能の向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

国の政府調達苦情処理については、内閣府設置法（平成11年法律第89号）により、「政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること」を内閣府の所掌事務と定めており、国の苦情処理の推進体制として、閣議決定により政府調達苦情処理推進会議を設置している（平成7年12月1日閣議決定）。内閣府設置法における「関係行政機関」に地方公共団体は含まないと解している。このことを、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定。以下「処理手続」という。）の関係調達機関に照らしてみても、国の政府機関及び政府関係機関を指すものと解し、地方公共団体は含まれないものと解される。政府調達苦情検討委員会は、あくまでも処理手続における関係調達機関に対して申し立てられた苦情に係る検討及び報告を行うものであり、処理手続における関係調達機関に含まれない地方公共団体に対して申し立てられた苦情に係る検討及び報告を行うことはできない。

加えて、処理手続において、「関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。」と規定しているとおり、政府調達の苦情処理における国際約束の遵守を担保するため、委員会の提案は関係調達機関の判断に一定の拘束力を持っている。また、各地方公共団体が設置する委員会についても同様の拘束力が規定されているところである。苦情処理に係る事務は調達事務の一部であり、都道府県及び政令指定都市における調達事務は自治事務であることを踏まえると、調達事務の苦情処理だけを切り出す形で国が担うことは不適當である。

地方公共団体ごとに調達ニーズに応じた調達先の特性や契約事務の手続等は様々であり、苦情処理においても、各地方公共団体の調達事務の態様も踏まえ、個別案件に応じて必要な関係者の参画を得て迅速かつ効率的に判断していくことが適當である。国において、各地方公共団体の条例や規則に基づく内部プロセスや関係者に直接関与しながら、個別案件に関する十分な情報を収集して、迅速な苦情処理を行うことは困難である。